

新型コロナウイルス感染症への感染等による介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症への感染、又は感染症の影響により収入が減少した場合は、介護保険料の減免の対象となります。

減免する場合は、申請手続きが必要となりますので、下記の①又は②の減免対象者に該当する方は、問い合わせ先までご連絡ください。

記

○**減免対象者**：65歳以上の第一号被保険者で次の条件のどちらかを満たすもの

① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i 及び ii に該当する第一号被保険者

i) その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

ii) その属する世帯の主たる生計維持者の合計所得金額が減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

○**減免対象期間**：令和3年4月から令和4年3月まで

※ 介護保険料の減免については、揃えていただく書類等の説明がありますので、まずはお電話か窓口にてご説明をお聞きください。

問い合わせ先

ちゃーがんじゅう課 保険料グループ

電話：098-862-9010